

# 1 国土調査の概要

## 1. 国土調査とは

『国土調査法』に基づき【国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に】に調べている調査です。

※【】内は国土調査法第一条より抜粋

## 2. 国土調査の体系

国土調査の体系は国土調査法のもと、地籍調査、土地分類調査、水調査とそれぞれの調査の基礎とするために行う基本調査に分かれており、以下のような調査を実施しています。

国 土 調 査			
地 籍 調 査	基本調査	土地分類基本調査	水基本調査
	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生街区基本調査 (H16～H18)</li> <li>効率的な手法導入推進基本調査 (R2～) (都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査 (H22～R1) から移行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/50万土地分類基本調査(国) (S42～S44)</li> <li>縮尺1/20万土地分類基本調査(国) (S42～S53)</li> <li>縮尺1/5万土地分類基本調査(国) (S29～S49)</li> <li>縮尺1/5万土地分類基本調査(都道府県) (S45～)</li> <li>垂直調査 (H2～H21)</li> <li>縮尺1/20万土地保全基本調査 (S52～H20)</li> <li>縮尺1/5万土地保全基本調査 (S56～)</li> <li>災害類型別土地保全基本調査 (S56～H12)</li> <li>土地履歴調査 (H22～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水調査</li> <li>地下水(深井戸)資料台帳 (S27～)</li> <li>地下水マップ (S61～)</li> <li>水系調査</li> <li>水系調査(モデル的に実施) (S27～S38)</li> </ul>
	地籍調査	土 地 分 類 調 査	水調査
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般※ (S27～(S26モデル調査))</li> <li>都市再生地籍調査事業※ (H14～)</li> <li>公共事業連携地籍調査事業 (H20～)</li> <li>社会資本整備円滑化地籍整備事業※ (H28～)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>水系調査</li> <li>主要水系調査 (S39～H13(H14～更新調査))</li> <li>都道府県水系調査 (S60～)</li> </ul>
	基準点測量		土地分類調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>基準点測量 (S26～) H29からは基準点改測※</li> <li>都市再生推進基準点測量 (H14～H18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地分類調査(細部調査) (S39～H21)</li> </ul>		
公共事業等確定測量の国土調査指定			
<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍整備推進調査費補助金 (H23～)</li> </ul>			

※については本県において実施中の事業である

### 3. 調査の法制度の経過と国土調査十箇年計画

#### (1) 国土調査法と関連制度の経過

国土調査は、戦後の昭和22年、経済安定本部に設置された資源調査委員会の中の土地調査部会による土地調査に関する研究から、昭和25年土地調査準備会の設置を経て、国土調査法の制定によって始まりました。その後も調査の推進を図るため、新たな施策が追加されてきました。

昭和26年6月 **国土調査法制定**

- ・制定当初は都道府県や市町村が実施する計画を地籍調査として指定する方式で実施。

昭和32年改定 **地籍調査に関する特定計画の追加**

- ・国土交通大臣が都道府県と協議のうえ、『特定計画』を定め実施する方式を追加。

昭和37年5月 **国土調査促進特別措置法制定**

- ・国土調査の緊急かつ計画的な促進を図るため、特定計画に代わり、十年間に実施すべき目標を計画として定めた『**十箇年計画**』を閣議決定し、推進を図る。

#### (2) 国土調査事業十箇年計画

十箇年間に実施すべき地域についての国土調査事業の計画

あらかじめ関係行政機関と協議し、都道府県知事の意見を聴いたうえで国土審議会の意見を聴いて国土交通大臣が案を作成し、閣議決定されます。

現在まで以下のとおり6次に渡って計画を実施し、令和5年度現在、第7次十箇年計画を実施中です。

計画回数	うち地籍調査の計画量	計画年次	備考
第1次計画	42,000km <sup>2</sup>	S38年度～S47年度 (1963～1972)	全国総合開発計画の策定に合わせ決定
第2次計画	85,000km <sup>2</sup>	S45年度～S54年度 (1970～1979)	新全国総合開発計画の策定に合わせ第1次十箇年計画の途中から決定
第3次計画	60,000km <sup>2</sup>	S55年度～H元年度 (1980～1989)	
第4次計画	49,200km <sup>2</sup>	H2年度～H11年度 (1990～1999)	
第5次計画	34,000km <sup>2</sup>	H12年度～H21年度 (2000～2009)	
第6次計画	21,000km <sup>2</sup>	H22年度～R1年度 (2010～2019)	
第7次計画	15,000km <sup>2</sup>	R2年度～R11年度 (2020～2029)	令和2年5月26日閣議決定

第七次十箇年計画概要：

- ①新設された「土地基本方針」に即して策定
- ②「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け
- ③地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定
- ④新たな指標（優先実施地域での進捗率）の提示

長崎県の第7次十箇年計画（令和2年度～令和11年度）

（単位：km<sup>2</sup>）

調査面積	調 査 面 積 年 度 別 区 分									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
405	44	40	38	36	41	39	40	38	43	46

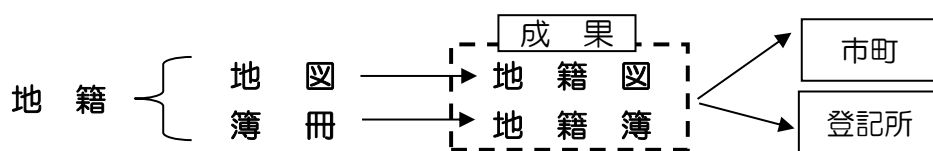
## 2 地籍調査事業の概要

### 1. 地籍調査とは

人に「戸籍」があるように、土地には「地籍」があります。戸籍は人に関する記録であり、地籍は土地に関する記録です。

地籍調査は、毎筆の土地についてその所有者、地番、地目、筆界（境界）の調査・測量及び地積の測定を行い、その結果を地図及び簿冊に成果としてまとめるものです。

これらの成果の写しは市町村に保管し活用される他、登記所に送付され、地籍簿の写しに基づいて土地の登記簿が書き改められ、地籍図の写しは不動産登記法第14条の地図として登記所に備え付けられることになっています。



### 2. 地籍調査の目的

土地に関する記録として広く利用されている公図の多くは、明治時代の地租改正事業によって作られた地図（字限図）を基礎としたものが多く、面積等が正確ではありません。特に、当時作成された字限図は、国民自身による局地的な測量によるもので、経緯度との関連づけもなく、現地と大きく食い違っているものもあります。地籍調査はこのような状況を改善することを目的として実施するものです。

### 3. 地籍調査の実施体制

#### (1) 地籍調査の実施主体

地籍調査は自治事務として、主として市町をはじめとした地方自治体が実施しています。

#### (2) 地籍調査事業の費用負担割合(市町が実施する場合)

国土調査事業十箇年計画に基づいて行われている地籍調査の実施に必要な経費については、国、都道府県と、市町等の調査実施主体が、それぞれ経費の一部を負担することとされています。その負担割合は以下のとおりで、個人の負担はありません。

	負担割合	特別交付税※	実質負担割合
	①	②	③=①-②
国	1/2(50%)	-	50%
県	1/4(25%)	1/4×0.8	5%
市町村	1/4(25%)	1/4×0.8	5%

※特別交付税に関する省令(昭51.12.24自治省令第35号)第2条第1第17号  
(令和3年3月18日最終改正)

## 4. 地籍調査の効果

地籍調査の成果は、土地所有者の権利関係を保護する土地登記制度に寄与する、土地の実態が明らかになることで土地に関する施策の基礎資料として広範囲にわたって利用・活用される、などさまざまな効果を生み出します。ここに具体的な例をいくつか挙げてみます。

### 土地境界をめぐるトラブルの未然防止

- ・一筆毎の土地の境界が地権者の立会のもとに確認され、その結果が数値データにより記録・保存されるため、将来の境界紛争が未然に防止されます。

### 登記手続の簡素化・費用縮減

- ・地籍調査の成果を現地に復元することにより、登記手続のための境界確認作業がスムーズに行われます。また、登記手続に要する費用も大幅に削減される場合があります。

### 土地の有効活用の促進

- ・地籍が明確化されることにより、土地取引や開発事業の用地取得が円滑になり、土地の流動化や有効利用を推進するための基礎ができます。

### 各種公共事業の効率化・コスト縮減

- ・事前の地籍調査により、計画当初から取得すべき土地の正確な境界や面積を知ることができ、地籍の状況を踏まえた計画立案がなされます。既に地権者により確認された境界を現地復元することにより、円滑な用地取得が行われ、各種事業の円滑な推進に寄与します。

### 公共物管理の適正化

- ・公共物の敷地の境界が明らかとなり、道路台帳など各種公共物の台帳整備に役立ちます。
- ・官民境界を明らかにすることにより、住民負担の軽減が図られます。
- ・境界確認申請への効率的な対応が可能となります。

### 災害復旧の迅速化

- ・個々の土地境界の位置が地球上の座標値と結びつけられ、成果が数値的に管理されることになるため、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速にとりかかることが可能となります。

### 課税の適正化・公平化

- ・土地一筆ごとの正確な地目や面積が把握されるため、課税の適正化・公平化を図ることができます。また、成果を数値的に管理することにより、課税事務に必要な異動情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。

### 現在まで以下のとおり6次に渡って計画を実施し、令和5年度現在、第7次十箇

- ・数値データによる地図が作成されるため、GIS構築のベースマップとして利用できます。また、一筆ごとの地籍情報（境界、面積、地目、所有者）を、位置を基準とするさまざまな属性情報と結びつけて利用することができます。

## 5. 地籍調査の実施手順

### (1) 国が実施する基準点測量

地籍調査の基本調査であり、国土交通省予算で国土地理院が実施する。

※測量技術の発展と電子基準点の整備に伴い、H27からは離島など一部の特例条件地域を除き廃止、H29より基準点の一部改測を実施

### (2) 市町村が実施する地籍調査

地籍調査の作業工程

- ① A工程：地籍調査事業実施主体における事業計画の策定及びこれに伴う事務手続
- ② B工程：地籍調査事業実施主体における事業着手のための準備
- ③ C工程：地籍図根三角測量 [地籍測量]
- ④ D工程：地籍図根多角測量 [地籍測量]
- ⑤ E工程：一筆地調査
- ⑥ F I工程：細部図根測量 [地籍測量]
- ⑦ F II工程：一筆地測量[地籍測量]及び原図作成
- ⑧ G工程：地積測定
- ⑨ H工程：地籍図及び地籍簿の作成

地籍図根測量

地籍細部測量

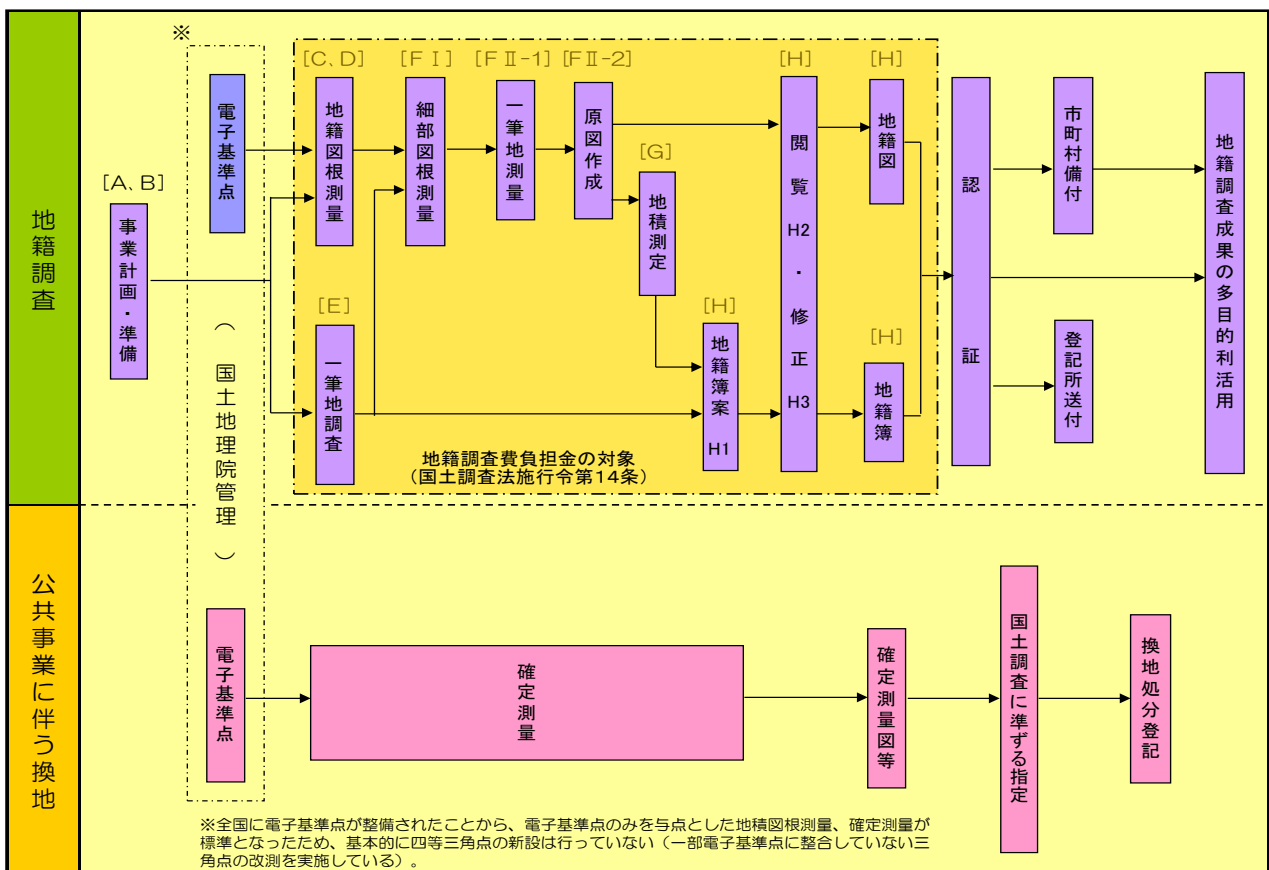
### (3) 認証（国土調査法第19条第2項）

知事は、国土調査の成果である地図及び簿冊を審査し、測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差がある場合を除くほか、その成果を認証する。

### (4) 登記所における国土調査の成果に基づく登記

#### （国土調査法第20条第2項）

登記所は、国土調査の成果（地籍図及び地籍簿）に基づいて、土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の変更・更正の登記をする。



## (5) 工程ごとの注意点

### ①一筆地調査

地籍調査では、土地に関する権利関係を新たに創設することはなく、原則として土地の物理的状況について現地を調査し、その結果に基づき、現存の地籍を修正する思想で体系づけられています。(修正主義)

特に権利に関する事項は、所有者の表示に関するもの、(所有権の登記名義人の表示の変更登記に関するもの、例えば改氏、住所移転等)を除き、地籍調査によって変更はできず、不動産登記法による手続きによらなければなりません。

境界についても、各種資料等に基づいて従前の境界を現地において復元し、それを調査確認するものであり、地籍調査上必要でかつ所有者の同意があり分割又は合併があったものとして調査する場合を除き、境界を新たに創設することはありません。

### ②閲覧・修正

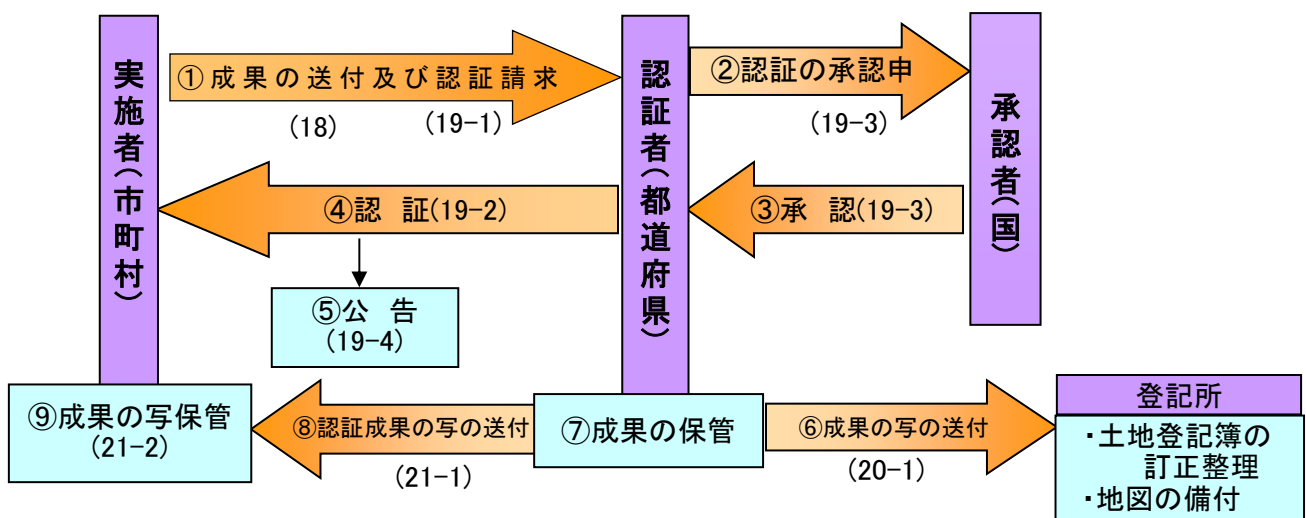
国土調査の実施者は、地籍図(地図)及び地籍簿(簿冊)を作成した場合、その旨を公告し、公告の日から20日間一般の閲覧に供しなければなりません。その際、地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り、又は規定の限度を超える誤差があった場合、実施者に申し出ることができます。実施者はそれが事実と認められればその地図と簿冊を修正しなければなりません。

### ③認証・承認

認証とは正確で権威ある資料として認められるために、その行為または文書の成立・記載が正当な手続きでされたことを公の機関に証明されることをいいます。

長崎県内で市町が実施している地籍調査においては、県が国土交通大臣(国)の承認を得たうえで認証しています。

#### 認証事務手続きフロー



( ) は国土調査法の条項を示す…(例) 国土調査法19条第1項→(19-1)





## 4. その他これまでに実施した事業

### (1) 地籍調査関係事業

- ①地籍情報緊急整備事業 H9～H11（旧諫早市：調査面積A=2.15km<sup>2</sup>）
- ②都市部地籍調査促進事業 平成4年度（旧長崎市：概況調査）

### (2) 地籍調査管理事業（～H13）、地籍活用GIS推進事業（H14～H15）

#### ①地籍調査管理事業

現在まで以下のとおり6次に渡って計画を実施し、令和5年度現在、第7次十箇年計画成果の利活用を図るための事業。

#### ②地籍活用GIS推進事業

地籍調査の成果を電子化し、地籍情報の更新のためのシステムを導入するとともに、地籍図を基に地理情報システム（GIS）を構築する事業。

市町村名	実施年度	実施面積	事業種別	市町村名	実施年度	実施面積	事業種別															
1 旧三和町	54	21.67km <sup>2</sup>	地籍調査管理事業 (集成図作成)	11 旧大島町	7～8	15.09km <sup>2</sup>	地籍調査管理事業															
2 旧森山町	55	23.30km <sup>2</sup>		12 時津町	8	1.42km <sup>2</sup>																
3 川棚町	56	37.00km <sup>2</sup>	(集成図作成、 地籍図・地籍簿の補正)	13 旧石田町	9	7.15km <sup>2</sup>	マイコン地区(地籍図 ・地籍簿の補正)(数値情報化)															
4 旧野母崎町	61	20.06km <sup>2</sup>		14 旧森山町	13	23.26km <sup>2</sup>																
5 旧田平町	62～63	9.44km <sup>2</sup>		15 旧諫早市	9～11	130.21km <sup>2</sup>		地籍活用GIS構築地区														
6 旧上五島町	元～3	5.31km <sup>2</sup>	(地籍図・地籍簿の補正)					利活用モデル地区														
7 旧西彼町	3～4	25.28km <sup>2</sup>	マイコン地区																			
8 佐々町	4～5	32.25km <sup>2</sup>	(地籍図・地籍簿の補正)																			
9 旧福島町	5～6	16.70km <sup>2</sup>	(数値情報化)																			
10 長与町	7	0.77km <sup>2</sup>																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>実施年度</th> <th>実施面積</th> <th>事業種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 旧小長井町</td> <td>14</td> <td>旧町全域</td> <td rowspan="3">地籍活用GIS推進事業</td> </tr> <tr> <td>2 旧江迎町</td> <td>14</td> <td>旧町全域</td> </tr> <tr> <td>3 旧大瀬戸町</td> <td>15</td> <td>旧町全域</td> </tr> </tbody> </table>					市町村名	実施年度	実施面積	事業種別	1 旧小長井町	14	旧町全域	地籍活用GIS推進事業	2 旧江迎町	14	旧町全域	3 旧大瀬戸町	15	旧町全域
市町村名	実施年度	実施面積	事業種別																			
1 旧小長井町	14	旧町全域	地籍活用GIS推進事業																			
2 旧江迎町	14	旧町全域																				
3 旧大瀬戸町	15	旧町全域																				

### (3) 基本調査関係

#### ①都市再生街区基本調査 H16～H18

都市部の地籍調査を推進するための基礎的データを整備する調査。

全国の地籍調査が未了のDID地域を対象として、長崎県内では7市（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、対馬市、五島市）を対象に実施されました。

## 5. 九州各県の地籍調査実施状況

令和5年6月現在

県名	市町村の内訳（市町村数）					全体面積 km <sup>2</sup>	調査 対象面積 km <sup>2</sup>	全実績（R4末）		令和5年度実施（予定）		
	完了	R5 実施	休止	未着手	計			全実績 km <sup>2</sup>	進捗率 %	調査面積 km <sup>2</sup>	累積面積 km <sup>2</sup>	進捗率 %
全国	592	815	219	115	1,741	377,974	287,966	150,930	52.4	-	-	-
九州	171	95	8	0	274	44,508	38,372	29,918	78.0	161	30,079	78.4
福岡県	37	18	5	0	60	4,986	4,634	3,501	75.6	11	3,512	75.8
佐賀県	18	2	0	0	20	2,440	2,229	2,207	99.0	0.22	2,207	99.0
長崎県	11	10	0	0	21	4,130	3,873	2,669	69.0	19	2,688	69.4
熊本県	31	14	0	0	45	7,409	6,674	5,715	85.6	48	5,763	86.4
大分県	5	13	0	0	18	6,340	5,787	3,717	64.2	23	3,740	64.6
宮崎県	10	16	0	0	26	7,735	5,797	4,228	72.9	44	4,272	73.7
鹿児島県	22	21	0	0	43	9,187	7,591	6,118	80.6	16	6,134	80.8
沖縄県	37	1	3	0	41	2,281	1,787	1,763	98.7	0.10	1,763	98.7

※1：国土交通省調べ（R5）による。

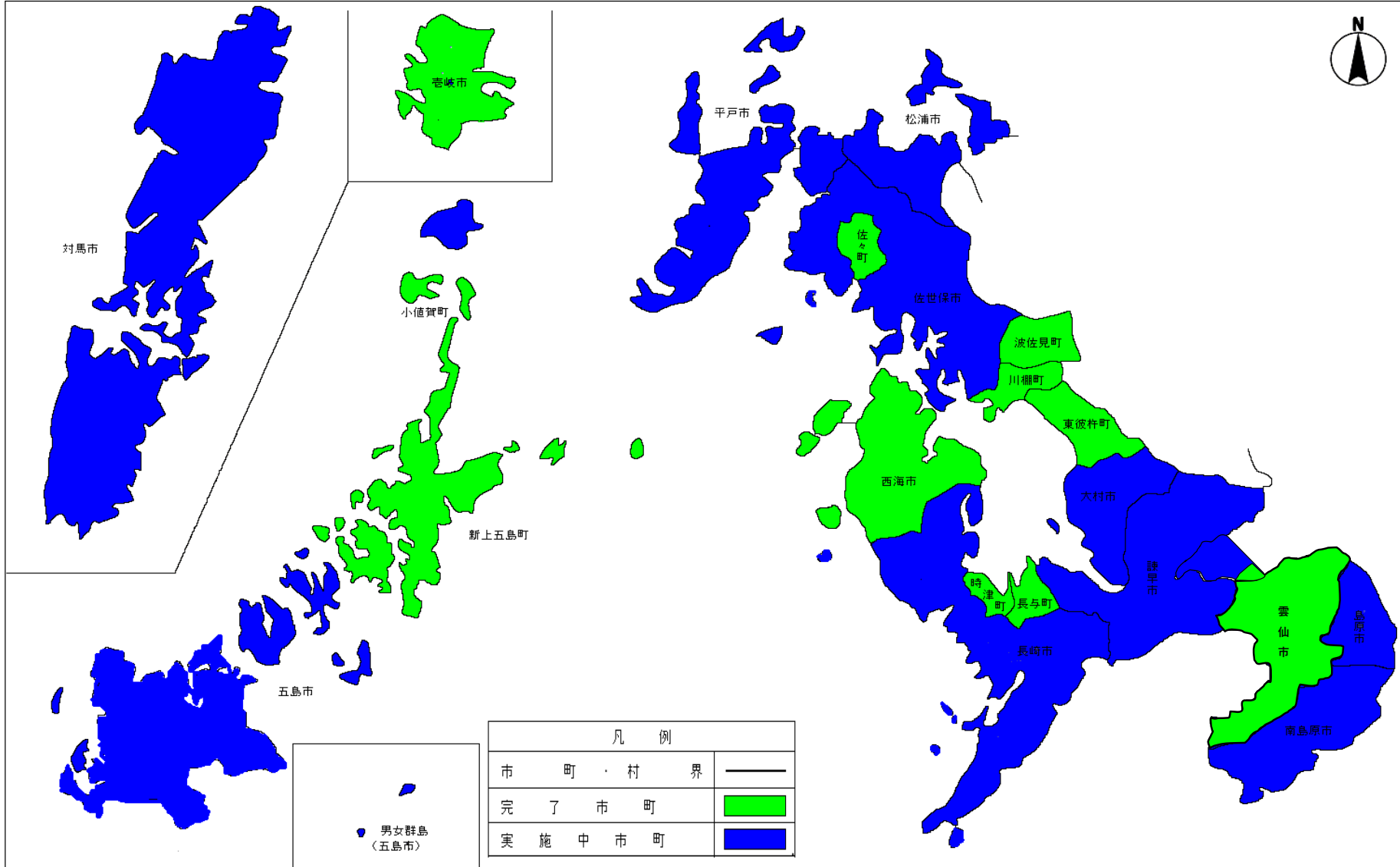
※2：全実績はS26～R4末までの補助対象調査分・任意調査分である。

※3：R5年度実施市町村数は地籍調査を実施している市町村数で再調査市町村数を除く。

※4：令和5年度は実施予定面積（九州ブロック資料より）

※5：調査対象面積は全国土面積から水面湖沼等及び国有林を除いたもので、第7次十箇年計画策定時の数字で

市町別地籍調査実施状況図(令和4年4月)



(1) 実施状況図  
 長崎県の地籍調査の進捗は令和4年度末で68.9%となっております。都市部(DID)での進捗は36.7%と遅れており、都市部での推進が必要です。

## 6. 長崎県 市町別地籍調査実施状況

(2) 市町別地籍調査実施状況表

令和5年12月現在 (単位: km<sup>2</sup>)

市町名 (下段: 合併旧市町村実施状況)	市 面	町 積	調 査 対 象 積	着 手 年 度	完 了 年 度	4年度 実績	4年度 まで実績	進捗率 (%)	5年度 予定	5年度まで 予定	進捗率 (%)	備 考
長 崎 市	405.86	390.56	S33			1.08	167.67	43	0.59	168.26	43	
旧長崎市(H22~)・旧伊王島町(H22~)・旧高島町(H22~) 旧香焼町(S34~S35(H元~H4再調査))・旧野母崎町(S52~S60)・旧三和町(S46~S51)・旧外海町(S43~S63)・旧琴海町(S33~S52)												
佐 世 保 市	426.06	413.57	S42			1.30	155.37	38	1.04	156.41	38	H24再開
旧佐世保市(S53~S56(H24再開))・旧宇久町(S58(H24~)) 旧小佐々町(S42~S51)・旧吉井町(S49~S58)・旧世知原町(S47~S58)・旧江迎町(S48~S60)・旧鹿町町(S47~S56)												
島 原 市	82.97	56.40	S53			0.17	29.44	52	0.24	29.68	53	
旧島原市(H22~) 旧有明町(S53~H1)												
諫 早 市	341.79	319.12	S39			1.46	294.06	92	1.48	295.54	93	
旧諫早市(S54~) 旧多良見町(S52~H10)・旧森山町(S48~S54)・旧飯盛町(S39~S47)・旧高来町(S47~S61)・旧小長井町(S50~S60)												
大 村 市	126.64	103.02	S63			2.37	60.66	59	2.23	62.89	61	
平 戸 市	235.10	232.06	S40			3.24	103.63	45	3.36	106.99	46	
旧平戸市(H18~) 旧大島村(S60~H6)・旧生月町(S45~S49)・旧田平町(S40~S61)												
松 浦 市	130.55	129.39	S44			1.15	82.61	64	1.10	83.71	65	
旧松浦市(H10~) 旧福島町(S55~H4)・旧鷹島町(S44~S53)												
対 馬 市	707.42	665.23	S60			5.14	404.54	61	3.58	408.12	61	
旧厳原町(H2~)・旧美津島町(H4~)・旧豊玉町(H1~)・旧上県町(H9~)・旧上対馬町(H6~) 旧峰町(S60~H23)												
舌 岐 市	139.42	136.30	S56	H27		-	136.30	100	-	136.30	100	
旧郷ノ浦町(S56~H27)・旧勝本町(S57~H15)・旧芦辺町(S57~H22)・旧石田町(S56~H7)												
五 島 市	420.10	389.27	S54			2.68	220.01	57	3.86	223.87	58	
旧福江市(H26~)・旧玉之浦町(H1~)・旧岐宿町(S56~) 旧富江町(H1~R2)・旧三井楽町(S54~H12)・旧奈留町(S58~H14)												
西 海 市	241.59	225.37	S38	H2		-	222.75	99	-	222.75	99	※
旧西彼町(S42~S63)・旧西海町(S38~S56)・旧大島町(S44~S51)・旧崎戸町(S55~S62)・旧大瀬戸町(S46~H2)												
雲 仙 市	214.31	168.99	S43			0.82	162.43	96	-	162.43	96	※
旧小浜町(H6~R4) 旧国見町(S56~H8)・旧瑞穂町(S57~H4)・旧吾妻町(S53~H2)・旧愛野町(S44~S50)・旧千々石町(S56~H2)・旧南串山町(S43~S52)												
南 島 原 市	170.11	163.13	S44			1.53	155.23	95	1.62	156.85	96	
旧加津佐町(H14~)・旧北有馬町(H3~)・旧西有家町(H6~) 旧口之津町(S44~S49)・旧南有馬町(S63~H25)・旧有家町(S46~S57)・旧布津町(H4~H20)・旧深江町(S60~H29)												
長 与 町	28.73	28.73	S53	H6		-	27.21	95	-	27.21	95	※
時 津 町	20.94	20.26	S53	H7		-	19.32	95	-	19.32	95	※
東 彼 杵 町	74.28	67.38	S33	S57		-	63.34	94	-	63.34	94	※
川 棚 町	37.25	37.25	S41	S55		-	37.25	100	-	37.25	100	
波 佐 見 町	56.00	55.63	S33	S54		-	55.63	100	-	55.63	100	
小 値 賀 町	25.52	25.52	S63	H20		-	25.52	100	-	25.52	100	
佐 々 町	32.26	32.26	S51	H3		-	32.26	100	-	32.26	100	
新 上 五 島 町	213.99	213.99	S39	H9		-	213.40	100	-	213.40	100	
旧若松町(S52~H9)・旧上五島町(S41~S63)・旧新魚目町(S39~S45)・旧有川町(S48~H5)・旧奈良尾町(S46~S51)												
合計	4,130.89	3,873.43				20.94	2,668.63	69	19.10	2,687.73	69	

・市町面積は、平成30年度国土地理院の面積調べによる。

・調査対象面積は市町村面積から国有林、公有水面等を除いた面積である。

※100%未満の完了市町は、防衛施設等の国有地、土地区画整理等すでに一定程度地籍が明らかな区域を除外して完了した区域である。

# 4 国土調査法 第19条第5項の指定

## 1. 国土調査法第19条5項の指定とは

国土調査以外の測量や調査の成果(地図及び簿冊)について、国土調査と同じ効果があるものとして国土交通大臣又は事業所管大臣が指定することができる制度です。

### 国土調査法第19条第5項（成果の指定）

国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊について政令ので定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第2項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを同項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

## 2. 指定の意義

- (1)当該事業の成果の精度・正確さが統一的に定められている地籍調査の成果と、同等以上であることが公証され、その調査・測量が極めて正確なものであるという権威付けがなされます。
- (2)類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止するとともに、地籍調査と一体となって、総合的に地籍の明確化を推進できます。
- (3)地籍調査の完了後、広い範囲にわたって一筆毎の土地の形状が変更された場合に、以前に行われた地籍調査の成果の効果が確保できます。

## 3. 指定の対象

### (1)対象となる条件

以下の条件を満たす測量成果で、事業主体は問いません。

- ① 当該測量の与点として基本三角点又は公共基準点が使用され、図面上に表示されている基準点等、図郭線等及び筆界点、筆界線等が国が定めた平面直角座標系に基づいていること。
- ② 調査・測量上の誤りがなく、測量上の誤差が国土調査法施行令第15条に規定されている限度内であること。

### (2)法令等による指定の義務

一部の土地に関する事業では、地籍調査に準じる調査や成果とするために法令等により19条5項の指定を義務付けています。

- ・ 沖縄県位置境界の明確化事業
- ・ 工業団地造成事業
- ・ 流通業務市街地整備事業
- ・ 新住宅市街地開発法事業

### (3) 指導通達等による指定の推進

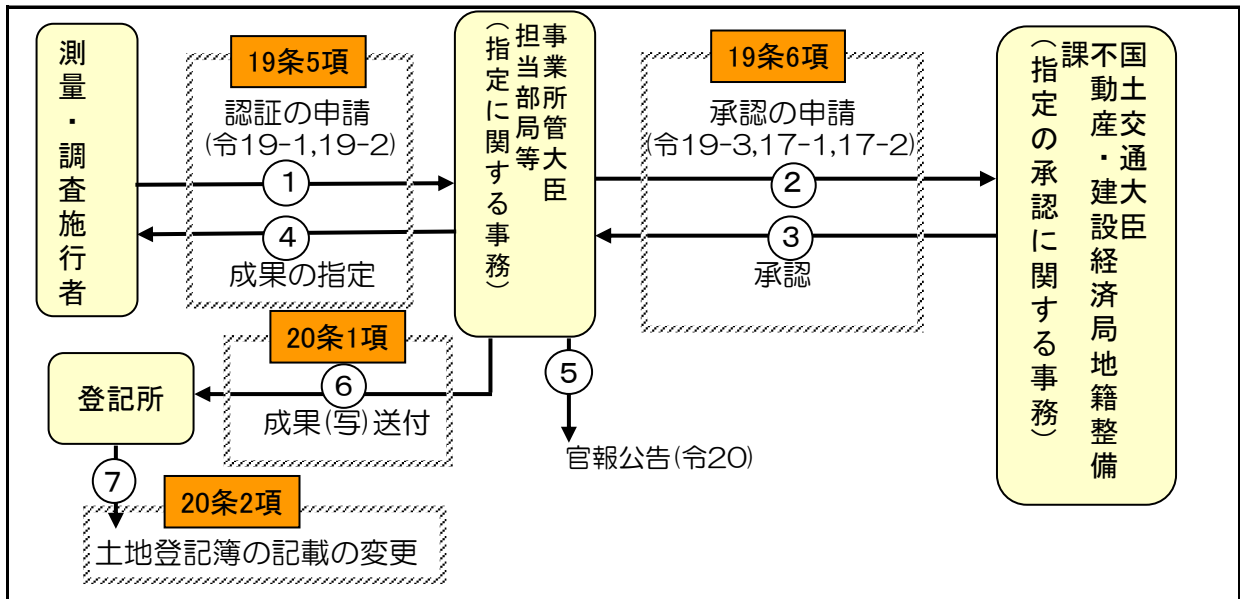
公共事業に伴う確定測量や用地測量、民間事業者の実施する測量成果等について、各省庁からの通達等によって地籍調査への活用の推進が図られています。

- 国土交通大臣宛ての国土調査法第19条第5項の認証の申請の手続について  
(R2.7.13付け国不籍第57号 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- 国土調査法第19条5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について  
(S56.1.5付け55構改B第1847号 農林水産省構造改善局長通達 H23.4.1付け農振第2383号最終改正)
- 土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条5項の指定等について  
(R2.3.31付け国都市第125号 国土交通省都市局市街地整備課長通知)
- 用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について  
(H25.3.13付け国土籍第640号 国土交通省土地・建設産業局長通知)
- 民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について  
(H26.3.12付け国土籍第306号 国土交通省土地・建設産業局長通知)

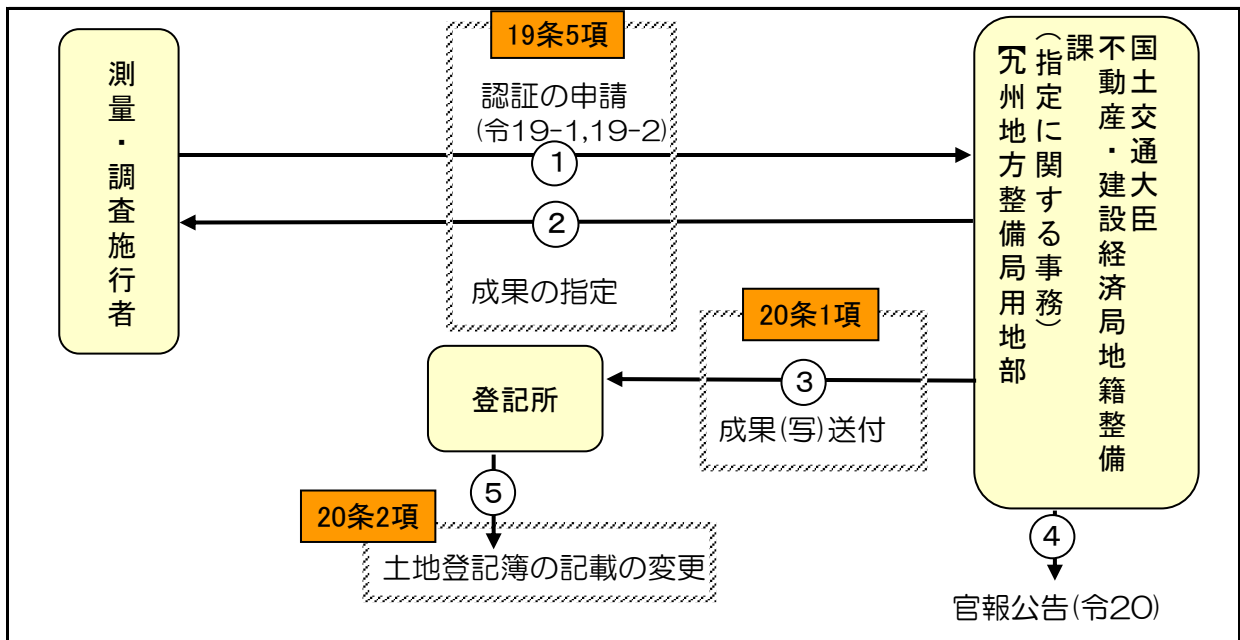
## 4. 指定の事務手続き

(1) 国の機関以外の事業で所管大臣が指定に関する事務を実施している場合

- 土地改良事業の事業所管大臣は農林水産大臣
- 土地区画整理事業の事業所管大臣は国土交通大臣



(2) 国の機関及び(1)以外の事業の場合



- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| ○ 認証の申請       | : 国土調査法19条5項、国土調査法施行令19条1項・2項       |
| ○ 指定          | : 国土調査法19条5項                        |
| ○ 承認の申請       | : 国土調査法19条6項、国土調査法施行令19条3項・17条1項・2項 |
| ○ 承認          | : 国土調査法19条6項                        |
| ○ 成果(写)送付     | : 国土調査法20条1項                        |
| ○ 土地登記簿の記載の変更 | : 国土調査法20条2項                        |
| ○ 官報公告        | : 国土調査法施行令20条                       |

# 5 地籍調査事業の内容

## 1.地籍調査

### (1)地籍調査 一般（直営・外注・2項委託）

人口集中地区（D I D）を除くいわゆる通常の地籍調査です。

○直営：一筆地調査を市町村職員自ら実施する調査

○外注：要件を満たす専門技術者に一筆地調査を委託する調査

※H12から開始(新規・拡充地域、中山間地域等要件を満たす地域)、H18から地域要件を撤廃。

○2項委託：調査そのものを委託する調査

### (2)都市再生地籍調査事業

人口集中地区（D I D）及びD I D周辺の宅地を中心とした地区を対象とした調査です。一般の地籍調査同様の調査を行う他、以下の調査を実施できます。

#### ①効率的な手法導入推進基本調査（官民境界等先行調査）

官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査

#### ②高精度民間成果活用調査

民間開発や都市整備に伴う事業による測量成果等を用い、一筆地調査及び地籍測量を簡略化した、簡便な地籍調査を実施する調査

#### ③筆界情報収集調査

一筆地調査の準備作業として、地積測量図、道路関係図面等の境界情報、測量成果を数値化公図に合わせ収集・整理する調査

### (3)概況調査

都市部の地域を対象に土地登記簿及び登記所備え付け地図の記録と地域の現況とを対照し、その乖離状況を把握することにより、地籍調査を優先する地域及び地籍調査を実施する場合の問題点を明らかにするものです。

### (4)予備調査

地図混乱地域等地籍調査実施上困難性の高い地域における地籍調査の実施に際し、予備的に地域の状況を調査し、地籍調査実施上の問題点の把握とその解決を図る等の措置を講ずることにより、地籍調査の円滑な実施に資する調査です。

### (5)公共事業連携調査事業

国の公共事業実施が予定されている地域において、地籍調査を連携して実施することにより用地取得の円滑化・迅速化を図る事業です。地区の設定を字単位ではなく、事業区域を基本として設定できるほか、全工程にわたって民間の専門技術者を活用した地籍調査を実施することが可能です。

## 2.基本調査

### (1)効率的な手法導入推進基本調査（R2新設）

国が行う基本調査のひとつ。地籍調査の円滑化・迅速化に資する先進的・効率的な手法を活用して地籍調査に役立つ基礎的な情報を収集し、当該手法の適用事例・技術的な課題への対応方法を蓄積・普及させることで、実施主体における効率的な地籍調査手法の推進を図るものです。3年程度以内に実施主体による地籍調査に着手する必要があります（他にも着手には一定の条件があります）。

#### ①MMS等活用型（都市部官民境界基本調査（H22～R元）から移行）

MMS等活用型は、車両等に3Dレーザスキャナ・カメラ及び自車位置姿勢データ取得装置を搭載し、移動しながら道路及び周辺の地形・地物等を計測するシステムを用いた調査手法です。車両により道路からの計測のため広範囲のデータを短時間で手得することができ、写真、三次元点群データ及び既存資料を活用して筆界案を作成し、遠方に所在するなど立会が困難であった土地所有者の確認作業が容易になるなど、現地測量コストの縮減を含め効率化を図ることができます。

#### ②リモセン活用型（山村境界基本調査（H22～R元）から移行）

リモセン活用型は、空中写真や航空レーザを利用した地形データなど対象物を遠方から撮影・計測したりリモートセンシングデータを活用した調査手法です。

データを用いた筆界案を使用して立ち入り困難な山林や危険な崖などに出向かず集会所等で立会いをするなど安全に立会いを実施することができ、立会いに要する期間や人員削減などの効率化を図ることができます。また、航空機などで観測するため広範囲のデータを一度に取得することができるため、測量コストの縮減等の効率化を図ることができます。



### 3.基準点測量

地籍測量の基礎とするため、国土地理院が基準点（四等三角点）を設置する事業です。電子基準点を基礎とした地籍測量を実施することが標準となったため、電子基準点に整合していない既存の国家基準点（一～四等三角点）の改測が主体になっています。

## 4.公共事業等確定測量の国土調査指定

### (1)地籍整備推進調査費補助金

国土調査法第19条5項指定の推進のため、指定に必要な作業を対象とした補助制度です。

事業主体：地方公共団体、民間事業者等(街づくり協議会、準備組合等の地権者組織含む)

地域要件：人口集中地区、又は都市計画区域（地籍調査実施済地域は除く）

面積要件：500㎡以上

補助対象：

国土調査法第19条5項指定等を受けるために必要となる下記の費用。

- ①調査計画等作成費（調査計画作成費、既存資料等収集・整理費）
- ②境界情報等整備費（現況調査費、境界確認費）
- ③成果等作成費（予備調査費、成果作成費）

注意：過去に実施した測量作業費用は対象外

（過去の測量成果を用いる場合であっても、追加的に必要な作業は対象。）

補助率：

地方公共団体：1 / 2（直接交付）

民間事業者等：1 / 3（直接交付）※

※2 / 3を補助する間接補助の制度もあるが、長崎県内は適用なし